

令和 4 年 12 月
浜田市議会定例会議議案

令和 4 年 12 月 1 日

令和 4 年 12 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 68 号 浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 69 号 浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 70 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 71 号 浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 議案第 72 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 浜田市三隅デイサービスセンター条例を廃止する条例について
- 議案第 74 号 浜田市美又温泉会館条例を廃止する条例について
- 議案第 75 号 弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 76 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）
- 議案第 77 号 指定管理者の指定について（浜田市室内プール）
- 議案第 78 号 指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）
- 議案第 79 号 指定管理者の指定について（浜田市金城総合運動公園及び浜田市今福スポーツ広場施設）
- 議案第 80 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）
- 議案第 81 号 指定管理者の指定について（浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場）
- 議案第 82 号 指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）
- 議案第 83 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）
- 議案第 84 号 指定管理者の指定について（浜田市都川交流促進施設）
- 議案第 85 号 指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会館）
- 議案第 86 号 指定管理者の指定について（浜田市農産物集出荷貯蔵施設）
- 議案第 87 号 指定管理者の指定について（浜田市地域資源循環活用施設）
- 議案第 88 号 指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）
- 議案第 89 号 指定管理者の指定について（浜田市国民宿舎千畳苑）
- 議案第 90 号 指定管理者の指定について（浜田市美又温泉国民保養センター）
- 議案第 91 号 指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）
- 議案第 92 号 財産の無償譲渡について（浜田市三隅デイサービスセンター）
- 議案第 93 号 財産の無償譲渡について（浜田市美又温泉会館）
- 議案第 94 号 財産の無償譲渡について（旧杵束分団 3 班消防ポンプ車庫）

- 議案第 95 号 財産の無償譲渡について（旧杵束分団 4 班消防ポンプ車庫）
- 議案第 96 号 財産の減額譲渡について（朝日町 1458 番外の宅地）
- 議案第 97 号 市道路線の廃止について（井野 68 号線）
- 議案第 98 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 99 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 100 号 令和 4 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 101 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 102 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

報 告

- 報告第 14 号 専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

議案第 68 号

浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

(開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が別に定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示(閲覧の方法による場合を除く。)を受ける者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求書の記載事項)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が別に定める事項を記載することができる。

(利用停止請求書の記載事項)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が別に定める事項を記載することができる。

(個人情報の適正な取扱いに係る諮問)

第9条 実施機関は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、浜田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(浜田市個人情報保護条例の廃止)

2 浜田市個人情報保護条例(平成17年浜田市条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第12条第2項に規定する職務上又は受託業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 施行日前に受け付けた旧条例第 14 条第 1 項、第 27 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による請求に係る旧個人情報の開示（これに係る旧条例第 26 条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 5 施行日前にした行為及び附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（浜田市情報公開条例の一部改正）
 - 6 浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「が公務員」を「が公務員等」に、「国家公務員又は」を「国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、」に、「地方公務員をいう」を「地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう」に、「職務上」を「職務」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第 3 号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第 5 号中「及び他の地方公共団体」を「の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第 6 号中「若しくは他の地方公共団体が」を「の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が」に改め、同号オ中「又は他の地方公共団体が経営する企業」を「若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に

改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第 12 条第 1 項中「起算して 15 日」を「14 日」に改め、同条第 3 項中「起算して 30 日」を「29 日」に改める。

第 14 条第 1 項中「及び他の地方公共団体」を「の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

(浜田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による改正後の浜田市情報公開条例第 7 条の規定は、施行日以後に受け付けた同条例第 5 条の規定による請求（以下「開示請求」という。）に係る同条例第 2 条第 2 号に規定する公文書（以下「公文書」という。）の開示について適用し、施行日前に受け付けた開示請求に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

(浜田市印鑑条例の一部改正)

- 8 浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「又は浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号）第 14 条」を削る。

(浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 9 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持の義務)」に改め、同条中「個人情報が適切に保護されるよう配慮する」を「、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

議案第 69 号

浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条－第5条）

第3章 審査会の調査審議の手續（第6条－第14条）

第4章 雑則（第15条－第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、浜田市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、浜田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 浜田市情報公開条例（平成17年浜田市条例第20号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年浜田市条例第 号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について調査審議すること。

（委員）

第3条 審査会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参加することができない。

第3章 審査会の調査審議の手續

(定義)

第6条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げる者をいう。

ア 浜田市情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした同条例第2条第1号に規定する実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条例第1項の規定により審査会に諮問をした浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する実施機関

(2) 公文書 浜田市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法によ

り表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続等の非公開)

第11条 審査会の行う会議及び調査審議の手続は、公開しない。ただし、第2条第3号及び第4号に掲げる事務に係るものについては、この限りでない。

(手続の併合又は分離)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(審査請求の制限)

第13条 この条例の規定による審査会の処分又は不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(罰則)

第17条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、市の区域外において同項に規定する罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(委員の委嘱及び任期の特例)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第 4 項の規定による改正前の浜田市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第 22 条第 2 項の規定により委員に委嘱されている者は、施行日において、第 3 条第 2 項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなす委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、令和 5 年 9 月 30 日までの間とする。
(会議の招集の特例)
- 3 施行日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる審査会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
(浜田市情報公開条例の一部改正)
- 4 浜田市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 3 章 審査請求等

第 1 節 諮問等（第 18 条－第 20 条）

第 2 節 浜田市情報公開審査会（第 21 条・第 22 条）

第 3 節 審査会の審議の手續（第 23 条－第 30 条）

を

」

「

第 3 章 審査請求等（第 18 条－第 20 条）

に、

」

「第 31 条－第 37 条」を「第 21 条－第 27 条」に改める。

第 3 章第 1 節の節名を削り、第 19 条第 1 項中「浜田市情報公開審査会」を「浜田市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 3 章第 2 節及び第 3 節を削る。

第 4 章中第 31 条を第 21 条とし、第 32 条から第 37 条までを 10 条ずつ繰り上げる。

(浜田市情報公開条例の一部改正による浜田市情報公開審査会の廃止に

伴う経過措置)

5 施行日前に旧情報公開条例第 21 条に規定する浜田市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議が終了していないものに限る。)については、施行日以後は、審査会にされたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会において施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会において行われたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第 22 条第 4 項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(浜田市個人情報保護条例の廃止による浜田市個人情報保護審査会及び浜田市個人情報保護審議会の廃止に伴う経過措置)

7 施行日前に浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第 2 項の規定による廃止前の浜田市個人情報保護条例(平成 17 年浜田市条例第 21 号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第 44 条に規定する浜田市個人情報保護審査会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議が終了していないものに限る。)については、施行日以後は、審査会にされたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会において施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会において行われたものとみなす。

8 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第 54 条第 1 項に規定する浜田市個人情報保護審議会(以下「旧個人情報保護審議会」という。)において行われている同条第 2 項各号に掲げる事項(第 2 条第 3 号又は第 4 号に掲げる事務に該当するものに限る。)に係る調査審議については、施行日以後は、審査会において行うものとする。この場合において、旧個人情報保護審議会において施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会において行われたものとみなす。

9 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会若しくは旧個人情報保護審議会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審査会若しくは旧個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第 45 条第 4 項又は第 55 条第 4 項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日

以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 11 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年浜田市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表浜田市情報公開審査会委員の項を次のように改める。

浜田市情報公開・個人情報保護審査会委員	〃	6,000 円
---------------------	---	---------

別表浜田市個人情報保護審査会委員の項及び浜田市個人情報保護審査会委員の項を削る。

議案第 70 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 2 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 浜田市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 3 条 浜田市職員の定年等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条―第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条―第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療業務に従事する医師の定年は、年齢 70 年とする。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該職務に従事させるため引き続いて」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条各項の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第 3 項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第 1 項の事由が存しなくなった」を「第 1 項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の 3 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 浜田市職員の給与の支給に関する条例(平成17年浜田市条例第57号)第10条の規定により管理職手当を支給する職
- (2) 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年浜田市条例第263号)第4条の規定により管理職手当を支給する職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制

限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属

する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤

職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、浜田地区広域行政組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	68 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	69 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第 3 条第 2 項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(浜田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 第 4 条 浜田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「読み替える」の次に「。以下同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 第 5 条 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「同法第 28 条の 5 第 1 項」を「同法第 22 条の 4 第

1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 13 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 6 条 浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 浜田市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 2 条の 3 第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

第 10 条に次の 1 号を加える。

(3) 浜田市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 15 条の表第 18 条第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 20 条の表第 18 条第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 30 条第 2 項の項中「再任用職員」を「定年前再任用職員」に改める。

第 22 条第 2 号及び第 23 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正)

第 8 条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「同日前1年間におけるその者」を「同日前において規則で定める日以前1年間における当該職員」に改め、同条第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第11項を削る。

第18条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第26条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第2項中「第11条」を「第5条第2項から第9項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び9項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

- 8 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 浜田市職員の定年等に関する条例(平成17年浜田市条例第40号。以下この項において「定年条例」という。)第3条第2項に掲げる職員に相当する職員
 - (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 10 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第8項の規定は、法第27条第2項に定める降給とする。
- 15 附則第8項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 16 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3 4級の項及び5級の項を次のように改める。

4級	1	係長の職務
	2	高度の知識又は経験を必要とする主任主事の職務
5級	1	課長補佐の職務
	2	困難な業務を所掌する係長の職務

(浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年浜田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成17年浜田市条例第57号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第3条中「に規定する会計年度任用職員」の次に「(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

- 2 技能労務職員（会計年度任用職員を除く。以下同じ。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、給与条例附則第8項及び第9項の規定の例により規則で定める。
- 3 前項の規定により給与条例附則第8項の規定の例により規則で定める規定は、地方公務員法第27条第2項に定める降給とする。
- 4 前項の規則で定める規定の適用を受ける技能労務職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年浜田市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め

る。

第 14 条第 2 項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、「につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は高齢者部分休業（当該職員が 55 歳に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第 18 条第 2 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 3 項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

2 職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料については、浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 57 号。以下「給与条例」という。）附則第 8 項及び第 9 項の規定の例により管理者が別に定める。

3 前項の規定により給与条例附則第 8 項の規定の例により管理者が別に定める規定は、地方公務員法第 27 条第 2 項に定める降給とする。

4 前項の管理者が別に定める規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(浜田市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 11 条 浜田市職員の再任用に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 41 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

(浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 3 条の規定による改正前の浜田市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規

定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第3条の規定による改正後の浜田市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行

日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務

員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 4 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、浜田地区広域行政組合（次項及び附則第 6 条において「組合」という。）における前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 5 条 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第 2 項及び附則第 10 条において同じ。）に達している者（新定年条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 6 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほ

か、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第 13 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定

する職に係る年齢とする。

(浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条から第 6 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 10 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条第 1 項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引

上げ短時間勤務職に、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（浜田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 11 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
第 12 条 暫定再任用職員（令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第 5 条の規定による改正後の浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する給与についての経過措置）

第 13 条 第 8 条の規定による改正後の浜田市職員の給与の支給に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 8 項から第 15 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

（浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正に伴う定年退職者の再任用に関する給与についての経過措置）

第 14 条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項及び第 5 項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条

第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 26 条第 3 項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第 29 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第 5 条第 2 項から第 9 項まで、第 11 条から第 13 条まで、第 16 条及び第 17 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第 15 条 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条及び第 5 条の 2 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第 71 号

浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 72 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 及び別表第 10 を次のように改める。

別表第 17 第 1 項第 1 号中「(住戸の部分)」を「(住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）」に、「及び住戸の部分」を「及び住宅部分」に改め、同号ウ中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。)(住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分)(以下この表から別表第 19 までにおいて単に「住宅部分」という。）」を削る。

別表第 18 第 1 項第 1 号中「住戸の部分」を「住宅部分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 9（第 2 条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 床面積の合計が 200 m²未満のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が 200 m²以上のもの</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>34,000 円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000 円）</p> <p>38,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）</p>
<p>2 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表、別表第 11、別表第 17 及び別表第 19 において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築物</p>		<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第 1 号又は第 2 号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。</p>

<p>をいう。以下この表及び次表において同じ。)、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。)を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。)又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの</p>	<p>1 件</p>	<p>以下この表及び次表において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては第3号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては第1号又は第2号及び第3号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>225,000 円（非住宅基準適合証（建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。)の提出がある場合においては、10,000 円)</p>
--	------------	--

イ 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	277,000 円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000 円）
(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	86,000 円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円）
イ 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	108,000 円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000 円）
(3) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	67,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
イ 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	114,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）

別表第 10（第 2 条関係）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が 200 m²未満のもの</p> <p>(2) 計画の変更に係る部分の床面積の合計が 200 m²以上のもの</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>17,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）</p> <p>19,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）</p>
<p>2 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>		<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第 1 号又は第 2 号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第 3 号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除</p>

		く。)にあっては第1号又は第2号及び第3号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	225,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
(2) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
(3) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合		
ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	1件	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

議案第 73 号

浜田市三隅デイサービスセンター条例を廃止する条例について

浜田市三隅デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市三隅デイサービスセンター条例を廃止する条例

浜田市三隅デイサービスセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 280 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 74 号

浜田市美又温泉会館条例を廃止する条例について

浜田市美又温泉会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市美又温泉会館条例を廃止する条例

浜田市美又温泉会館条例（平成 17 年浜田市条例第 213 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 75 号

弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例について

弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例

弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例（平成4年弥栄村条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。
別表弥栄村定住化推進事業審査委員会委員の項を削る。

議案第 76 号

指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

浜田市有料駐車場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市有料駐車場
指定管理者	住 所：浜田市港町 299 番地 17 名 称：浜田ビルメンテナンス株式会社 代表者：代表取締役 石 井 信 幸
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 77 号

指定管理者の指定について（浜田市室内プール）

浜田市室内プールの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市室内プール
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 石 本 一 夫
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 78 号

指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）

ラ・ペアーレ浜田の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	ラ・ペアーレ浜田
指定管理者	住 所：広島県広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号 名 称：シンコースポーツ中国株式会社 代表者：代表取締役 石 崎 健 太
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 79 号

指定管理者の指定について（浜田市金城総合運動公園及び浜田市今福スポーツ広場施設）

浜田市金城総合運動公園及び浜田市今福スポーツ広場施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市金城総合運動公園及び浜田市今福スポーツ広場施設
指定管理者	住 所：浜田市港町 299 番地 17 名 称：共同事業体浜田 B & F 代表者：浜田ビルメンテナンス株式会社 代表取締役 石 井 信 幸
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 80 号

指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

浜田市あさひやすらぎの家の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市あさひやすらぎの家
指定管理者	住 所：浜田市旭町本郷 362 番地 6 名 称：社会福祉法人旭福社会 代表者：理事長 大 倉 美知男
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 81 号

指定管理者の指定について（浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場）

浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場
指定管理者	住 所：浜田市長浜町 1595 番地 名 称：有限会社ライフサポート 代表者：代表取締役 福 田 幸 夫
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 82 号

指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）

浜田市旭火葬場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市旭火葬場
指定管理者	住 所：浜田市旭町市木 3552 番地 名 称：有限会社旭運送 代表者：代表取締役 徳 川 博
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 83 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）

浜田市三隅火葬場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市三隅火葬場
指定管理者	住 所：浜田市三隅町向野田 458 番地 名 称：合資会社三隅霊奉苑 代表者：代表社員 細 川 美智夫
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 84 号

指定管理者の指定について（浜田市都川交流促進施設）

浜田市都川交流促進施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市都川交流促進施設
指定管理者	住 所：浜田市旭町都川 884 番地 名 称：都川自治会 代表者：会長 新 森 増 美
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 85 号

指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会館）

浜田市石州和紙会館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市石州和紙会館
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 石 本 一 夫
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 86 号

指定管理者の指定について（浜田市農産物集出荷貯蔵施設）

浜田市農産物集出荷貯蔵施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名 称	浜田市農産物集出荷貯蔵施設
指定管理者	住 所：浜田市弥栄町稲代 95 番地 5 名 称：弥栄村施設野菜組合 代表者：組合長 串 崎 昭 徳
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 87 号

指定管理者の指定について（浜田市地域資源循環活用施設）

浜田市地域資源循環活用施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市地域資源循環活用施設
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 3741 番地 名 称：島根県農業協同組合いわみ中央地区本部 代表者：常務理事本部長 佐々木 豊
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 88 号

指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）

浜田市浜田漁港水産物荷捌所の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市浜田漁港水産物荷捌所
指定管理者	住 所：松江市御手船場町 575 番地 名 称：漁業協同組合 J F しまね 代表者：代表理事会長 岸 宏
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 89 号

指定管理者の指定について（浜田市国民宿舎千畳苑）

浜田市国民宿舎千畳苑の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市国民宿舎千畳苑
指定管理者	住 所：兵庫県洲本市海岸通一丁目 3 番 11 号 名 称：株式会社かいげつ 代表者：代表取締役 齋 藤 敦 夫
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 90 号

指定管理者の指定について（浜田市美又温泉国民保養センター）

浜田市美又温泉国民保養センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市美又温泉国民保養センター
指定管理者	住 所：邑智郡邑南町矢上 62 番地 1 名 称：西日本トータルサービス株式会社 代表者：代表取締役 上 林 伸 二
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 91 号

指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）

旭温泉あさひ荘の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	旭温泉あさひ荘
指定管理者	住 所：浜田市旭町今市 278 番地 名 称：株式会社バーチュアス 代表者：代表取締役社長 今 宮 和 徳
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 92 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

浜田市三隅デイサービスセンター 建物

所在地 浜田市三隅町向野田 1880 番地 3

建築年度 平成 6 年度

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 656 m²

2 物件評価額 30,925,820 円

3 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、通所介護事業を営む施設として使用すること。

4 譲渡の相手方 浜田市野原町 859 番地 1

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会

会長 中 島 良 二

議案第 93 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

(1) 浜田市美又温泉会館 建物

所在地 浜田市金城町追原 6 番地 1

寄附行為 昭和 33 年 11 月 20 日

構造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床面積 1 階 151.95 m²、2 階 148.42 m²

建物の変遷

(ア)寄附時 建築年不明 木造瓦葺 2 階建 14 坪 2 合 (46.86 m²)

(イ)改修 昭和 35 年 12 月 同上

(ウ)改築 昭和 48 年 8 月 鉄筋コンクリート造平家建 151.95 m²

(エ)増築 昭和 55 年 5 月 2 階を老人福祉センターとして増築 148.42 m²

(2) 土地

所在地 浜田市金城町追原 6 番地 1

地目 宅地

面積 247.93 m²

2 物件評価額 5,310,305 円

3 譲渡の理由 当該施設は、現在の建物に増改築等をする前は、寄附によって取得したものであり、当該寄附をした者の相続人から譲渡に向けた協議の申入れがあったため、当該施設の用途廃止後は、当該寄附をした者の相続人へ無償譲渡する。

4 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、公衆浴場を営む施設として使用すること。

5 譲渡の相手方 浜田市金城町追原 7 番続 2 地
横田 雪 生

6 譲渡の時期 令和 5 年 4 月 1 日

7 譲渡の根拠となる契約 昭和 33 年 11 月 20 日締結「温泉源の権利等寄附に関する契約書」第 6「乙（浜田市（旧金城村））が取得した権利及び所有権を他に譲渡しなければならない事由が発生したときは、予め甲（寄附者 横田シゲ子氏）に優先的に協議をし、若し甲において譲受の意志が全くない場合は、他に処分しても差し支えないものとする」

議案第 94 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

浜田市消防団西部方面隊弥栄地域旧杵束分団 3 班消防ポンプ車庫 建物

所在地 浜田市弥栄町野坂 267 番地 1

建築年度 平成 12 年度

構造 木造折板葺平家建

床面積 19.98 m²

2 物件評価額 169,231 円

3 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、地域住民が使用する自主防災組織用資機材及び自治会の備品等を保管する倉庫として使用すること。

4 譲渡の相手方 浜田市弥栄町野坂 509 番地 1

野坂自治会

会長 野 坂 明 治

議案第 95 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

浜田市消防団西部方面隊弥栄地域旧杵束分団 4 班消防ポンプ車庫 建物

所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 1027 番地 3

建築年度 昭和 53 年度

構造 木造トタン葺平家建

床面積 12.00 m²

2 物件評価額 97,920 円

3 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、地域住民が使用する自主防災組織用資機材及び自治会の備品等を保管する倉庫として使用すること。

4 譲渡の相手方 浜田市弥栄町木都賀イ 1074 番地

仲三自治会

会長 大 屋 肇

議案第 96 号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

土地

所在地 浜田市朝日町 1458 番、浜田市朝日町 1571 番 2、浜田市相生町 1391 番 11、浜田市相生町 1391 番 23

地目 宅地

面積 870.92 m²

2 物件評価額 18,291,061 円

3 譲渡価格 9,145,530 円

4 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、社会福祉事業を営む施設のための用地として使用すること。

5 譲渡の相手方 浜田市相生町 1391 番地 11

社会福祉法人さくら会

理事長 勝 田 二 夫

議案第 97 号

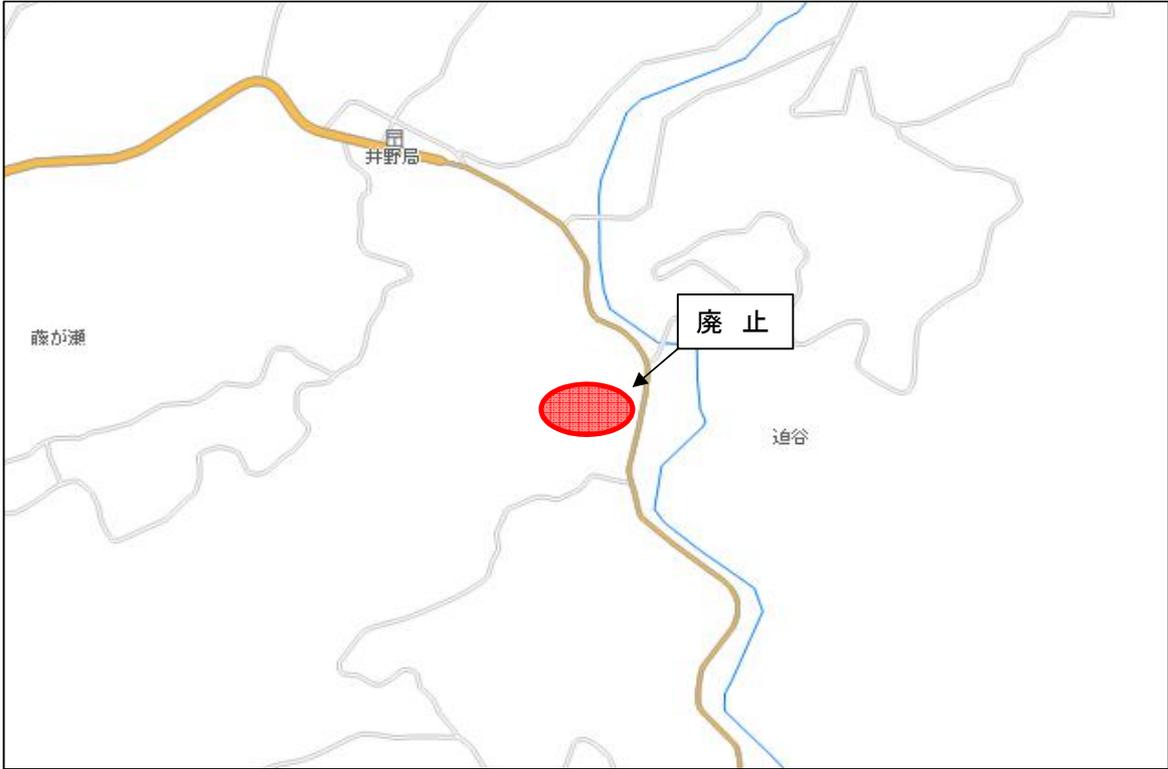
市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

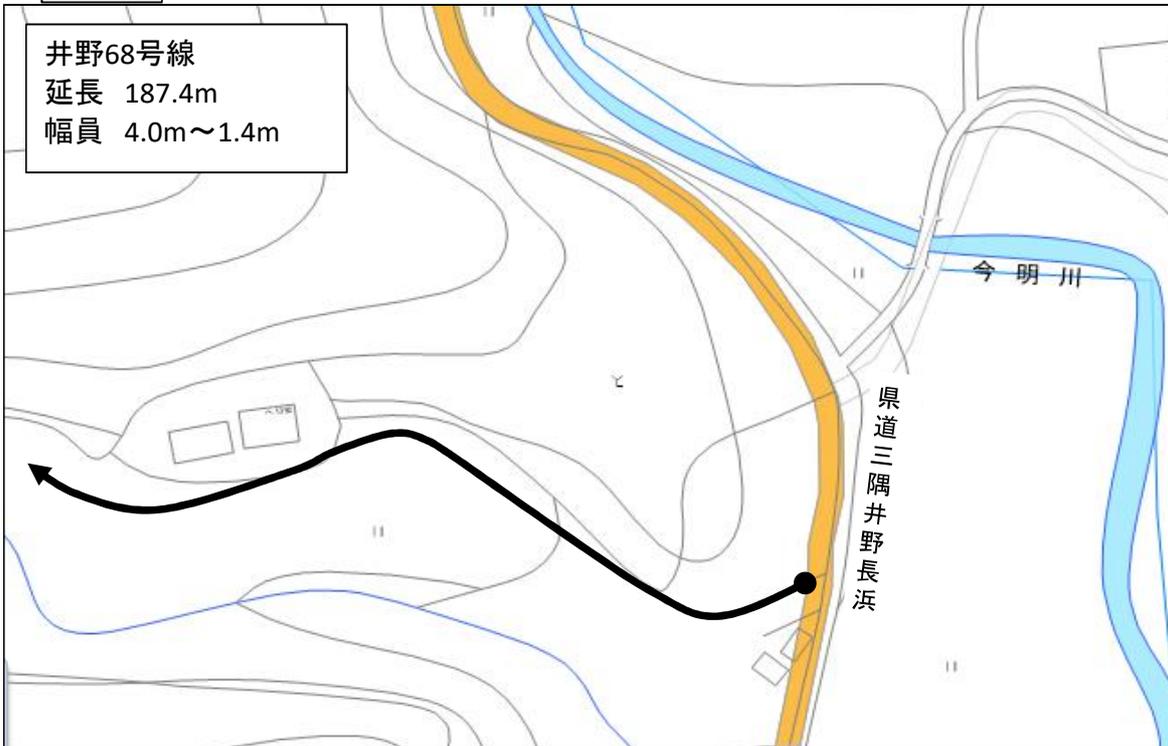
令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

廃止



詳細図



議案第 98 号

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

総合整備計画書

島根県浜田市弥栄町 弥畝辺地
(辺地の人口 73 人、面積 45.5 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町

弥栄町木都賀、弥栄町田野原、弥栄町程原、弥栄町三里

(2) 地域の中心の位置

浜田市弥栄町三里イ 323 番 9

(3) 辺地度数 141 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥畝辺地は、中国山脈の麓に位置し、標高 400～600mの高地のため積雪が多い地域である。

この地域は、高齢化率が 61.6%と非常に高く、地域行事や地域活動の維持も難しくなっている。こうした中、農林業、商業及び観光の振興と地域活性化を図る施設として、平成 3 年に「ふるさと体験村」を設置している。

現在当施設は、運営する第 3 セクターの解散等により、平成 30 年 9 月末から休止状態となっているが、令和 5 年度から指定管理による運営を再開し、新たに農林業の振興及び地域資源を活用した交流人口の拡大に取り組む地域の拠点施設として活用する方針である。

再開に当たっては、旧管理棟（里山）を事務所及び指定管理業務として委託するどぶろくの研究開発及び普及のための施設として再整備するとともに、老朽化した研修道場（2 棟）及びログハウス（5 棟）の改修も行い、宿泊施設としての機能を復旧させる必要がある。

また、電気、水道、浄化槽といったライフラインに関する機械設備や各施設の建具、設備も老朽化が著しく、営業再開には復旧が必要となるため併せて改修を行いたい。

さらに、各施設のトイレの改修、Wi-Fi 設備及び火災報知設備の整備を行うことで施設等利用者の利便性の向上と安全性を確保し、当施設の利用促進を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度の 1 年間

(単位 千円)

区 分		事業費		財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
施設名	事業主体			特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーションに関する施設	浜田市	変更前	36,094	19,000	17,094	17,000
		変更後	40,844	19,000	21,844	21,800

議案第 99 号

令和 4 年度

浜田市一般会計補正予算
(第 10 号)

令和 4 年度 浜田市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 4 年度浜田市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 442,712 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,562,183 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,529,577	39,390	7,568,967
	1 国庫負担金	4,116,318	40,020	4,156,338
	2 国庫補助金	3,359,554	△630	3,358,924
16 県支出金		2,736,138	1,463	2,737,601
	2 県補助金	961,665	1,463	963,128
18 寄附金		1,013,947	12,000	1,025,947
	1 寄附金	1,013,947	12,000	1,025,947
19 繰入金		3,199,966	113,556	3,313,522
	1 基金繰入金	3,199,966	113,556	3,313,522
21 諸収入		1,089,055	14,103	1,103,158
	5 雑収入	678,470	14,103	692,573
22 市債		2,940,549	262,200	3,202,749
	1 市債	2,940,549	262,200	3,202,749
歳入合計		42,119,471	442,712	42,562,183

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,146,642	69,014	7,215,656
	1 総務管理費	6,475,588	69,014	6,544,602
3 民生費		11,926,450	14,296	11,940,746
	1 社会福祉費	6,995,502	12,296	7,007,798
	2 児童福祉費	4,082,604	2,000	4,084,604
4 衛生費		3,234,039	19,992	3,254,031
	1 保健衛生費	2,064,950	12,772	2,077,722
	2 清掃費	1,169,089	7,220	1,176,309
6 農林水産業費		3,699,307	△123	3,699,184
	1 農業費	1,437,826	△123	1,437,703
7 商工費		1,227,558	233,635	1,461,193
	1 商工費	1,227,558	233,635	1,461,193
8 土木費		3,250,268	658	3,250,926
	5 都市計画費	648,124	658	648,782
10 教育費		3,095,850	41,683	3,137,533
	1 教育総務費	1,150,333	10,000	1,160,333
	2 小学校費	204,271	15,230	219,501
	3 中学校費	118,283	4,845	123,128
	5 社会教育費	615,537	2,179	617,716
	6 保健体育費	639,814	9,429	649,243
11 災害復旧費		616,971	63,557	680,528
	2 公共土木施設災害復旧費	475,473	63,557	539,030
歳出合計		42,119,471	442,712	42,562,183

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
04 衛生費	02 清掃費	不燃ごみ処理場運搬車更新経費	7,948
07 商工費	01 商工費	道の駅ゆうひパーク浜田取得事業	233,880
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁等長寿命化調査点検事業	7,776
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	151,415
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	38,650
08 土木費	02 道路橋梁費	井野37号線道路改良事業	7,650
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	8,000
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	87,394
08 土木費	02 道路橋梁費	周布橋整備事業	246,992

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
再エネの最大限導入のための計画づくり事業	令和5年度	25,000
肥料価格高騰対策事業補助金	令和5年度	9,480

第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
観 光 施 設 整 備 事 業	千円 233,800	証 書 借 入 又 是 証 券 発 行	5.0%以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借 入 先 の 融 資 条 件 に よ る。た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、若 し く は 延 長 し、繰 上 償 還 を 行 い、又 は 借 換 え す る こ と が で き る。

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
体 験 交 流 施 設 整 備 事 業	千円 17,000	千円 21,800
災 害 復 旧 事 業	251,500	275,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,529,577	39,390	7,568,967
16 県支出金	2,736,138	1,463	2,737,601
18 寄附金	1,013,947	12,000	1,025,947
19 繰入金	3,199,966	113,556	3,313,522
21 諸収入	1,089,055	14,103	1,103,158
22 市債	2,940,549	262,200	3,202,749
歳入合計	42,119,471	442,712	42,562,183

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	7,146,642	69,014	7,215,656	833			68,181
3民 生 費	11,926,450	14,296	11,940,746			2,000	12,296
4衛 生 費	3,234,039	19,992	3,254,031				19,992
6農 林 水 産 業 費	3,699,307	△123	3,699,184		4,800		△4,923
7商 工 費	1,227,558	233,635	1,461,193		233,800	2,255	△2,420
8土 木 費	3,250,268	658	3,250,926				658
10教 育 費	3,095,850	41,683	3,137,533			10,000	31,683
11災 害 復 旧 費	616,971	63,557	680,528	40,020	23,600		△63
歳 出 合 計	42,119,471	442,712	42,562,183	40,853	262,200	14,255	125,404

2 歳 入

15 国庫支出金 (1 国庫負担金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
15 国庫支出金	7,529,577	39,390	7,568,967
1 国庫負担金	4,116,318	40,020	4,156,338
4 災害復旧費国庫負担金	322,909	40,020	362,929
2 国庫補助金	3,359,554	△630	3,358,924
1 総務費国庫補助金	770,320	△630	769,690
16 県支出金	2,736,138	1,463	2,737,601
2 県補助金	961,665	1,463	963,128
1 総務費県補助金	50,940	1,463	52,403
18 寄附金	1,013,947	12,000	1,025,947
1 寄附金	1,013,947	12,000	1,025,947
3 教育費寄附金	5,566	10,000	15,566
4 民生費寄附金	0	2,000	2,000
19 繰入金	3,199,966	113,556	3,313,522
1 基金繰入金	3,199,966	113,556	3,313,522
1 財政調整基金繰入金	1,004,820	113,556	1,118,376
21 諸収入	1,089,055	14,103	1,103,158
5 雑収入	678,470	14,103	692,573
2 雑収入	678,468	14,103	692,571
22 市債	2,940,549	262,200	3,202,749

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	公共土木施設災害復旧費負担金	40,020	4年公共土木施設災害復旧費 40,020
1	総務管理費補助金	△630	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,629 特定地域づくり事業推進交付金 △2,259
1	総務管理費補助金	1,463	公共交通燃料費高騰緊急対策事業費 1,463
1	教育総務費寄附金	10,000	奨学基金 10,000
2	児童福祉費寄附金	2,000	児童福祉費寄附金 2,000
1	財政調整基金繰入金	113,556	財政調整基金繰入金 113,556
8	民生費雑入	14,103	浜田地区広域行政組合負担金返還金 14,103

22 市 債 (1 市 債)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
1 市 債	2,940,549	262,200	3,202,749
4 農林水産業債	782,500	4,800	787,300
5 商 工 債	49,900	233,800	283,700
9 災害復旧債	251,500	23,600	275,100
歳 入 合 計	42,119,471	442,712	42,562,183

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農業債	4,800	ふるさと体験村改修事業費 4,800
1	商工債	233,800	道の駅ゆうひパーク浜田取得事業費 233,800
2	公共土木施設災害復旧債	23,600	現年公共土木施設災害復旧費 23,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,146,642	69,014	7,215,656	833			68,181
1 総務管理費	6,475,588	69,014	6,544,602	833			68,181
6 財産管理費	1,228,728	75,068	1,303,796				75,068
7 企 画 費	2,157,962	△3,470	2,154,492	833			△4,303
14 国際交流費	18,414	△2,584	15,830				△2,584

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
10 需用費	25,415	1 庁舎等維持管理費 27,926	
11 役務費	2,395	2 指定管理施設光熱費高騰対策支援事業 47,142	
12 委託料	116		
18 負担金補助及び交付金	47,142		
18 負担金補助及び交付金	△3,470	1 浜田地区広域行政組合負担金 △2,043 2 新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業 165 3 音楽を核とした定住促進事業 △4,519 4 原油価格・物価高騰対策地域公共交通事業者支援事業 2,927	
1 報酬	△1,500	1 外国青年招致事業（C I R） △2,584	
4 共済費	△199		
8 旅費	△145		
11 役務費	△340		
17 備品購入費	△100		
18 負担金補助及び交付金	△300		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,926,450	14,296	11,940,746			2,000	12,296
1 社会福祉費	6,995,502	12,296	7,007,798				12,296
4 老人福祉費	1,907,668	12,296	1,919,964				12,296

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	12,296	1 浜田地区広域行政組合負担金 12,296

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,082,604	2,000	4,084,604			2,000	
1 児童福祉総務費	788,959	2,000	790,959			2,000	

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単 位 : 千 円)

節		金 額	説 明
区 分			
24 積立金		2,000	1 児童福祉総務事務費 2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,234,039	19,992	3,254,031				19,992
1 保健衛生費	2,064,950	12,772	2,077,722				12,772
3 乳幼児等医療費	189,019	12,772	201,791				12,772

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
19 扶助費		12,772	1 子ども医療費助成事業 12,772

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,169,089	7,220	1,176,309				7,220
2 塵芥処理費	941,558	△11,458	930,100				△11,458
3 し尿処理費	164,091	18,678	182,769				18,678

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		金額	説明	
区	分			
18	負担金補助及び交付金	△11,458	1 浜田地区広域行政組合負担金	△11,458
10	需用費	18,678	1 浜田浄苑管理運営費	18,678

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,699,307	△123	3,699,184		4,800		△4,923
1 農 業 費	1,437,826	△123	1,437,703		4,800		△4,923
3 農業振興費	620,594	4,750	625,344		4,800		△50
7 農業集落排水費	397,142	△4,873	392,269				△4,873

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
14 工事請負費		4,750	1 ふるさと体験村維持管理事業 4,750
27 繰出金		△4,873	1 農業集落排水事業特別会計繰出金 △4,873

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,227,558	233,635	1,461,193		233,800	2,255	△2,420
1 商 工 費	1,227,558	233,635	1,461,193		233,800	2,255	△2,420
3 観 光 費	241,567	236,135	477,702		233,800	2,255	80
5 企業誘致対策 費	4,106	△2,500	1,606				△2,500

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
10 需用費		2,255	1 温泉施設管理費 2,255 2 道の駅ゆうひパーク浜田取得事業 233,880
12 委託料		60	
16 公有財産購入費		233,750	
26 公課費		70	
8 旅費		△760	1 浜田市人会事業 △2,500
11 役務費		△40	
18 負担金補助及び交付金		△1,700	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,250,268	658	3,250,926				658
5 都市計画費	648,124	658	648,782				658
4 公共下水道費	436,824	658	437,482				658

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	658	1 公共下水道事業会計繰出金 658

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,095,850	41,683	3,137,533			10,000	31,683
1 教育総務費	1,150,333	10,000	1,160,333			10,000	
2 事務局費	949,515	10,000	959,515			10,000	

10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
24 積立金	10,000	1 奨学基金積立金 10,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 小学校費	204,271	15,230	219,501				15,230
1 学校管理費	140,063	15,230	155,293				15,230

10 教育費（2 小学校費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	15,230	1 小学校管理運営費 15,230

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 中学校費	118,283	4,845	123,128				4,845
1 学校管理費	52,266	4,845	57,111				4,845

10 教育費（3 中学校費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	4,845	1 中学校管理運営費 4,845

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	615,537	2,179	617,716				2,179
2 図書館費	116,591	2,179	118,770				2,179

10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,858	1 図書館管理運営費 2,179
3	職員手当等	△371	
4	共済費	△369	
8	旅費	△126	
10	需用費	4,903	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	639,814	9,429	649,243				9,429
2 学校給食費	273,237	9,429	282,666				9,429

10 教 育 費 (6 保健体育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	815	1 共同調理場管理運営費 9,429
12 委託料	8,614	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	616,971	63,557	680,528	40,020	23,600		△63
2 公共土木施設 災害復旧費	475,473	63,557	539,030	40,020	23,600		△63
1 道路橋梁災害 復旧費	475,473	63,557	539,030	40,020	23,600		△63

11 災害復旧費（2 公共土木施設災害復旧費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
8	旅費	11	1 4年公共土木施設災害復旧費 63,557
10	需用費	3,546	
14	工事請負費	60,000	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(861) 599 人	933,275 千円	2,322,554 千円	1,853,216 千円	5,109,045 千円
補 正 前	(862) 599	936,633	2,322,554	1,853,587	5,112,774
比 較	(△1)	△3,358		△371	△3,729
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	916,584 千円	6,025,629 千円			
補 正 前	917,152	6,029,926			
比 較	△568	△4,297			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(38) 566 人		2,310,721 千円	1,696,779 千円	4,007,500 千円
補 正 前	(38) 566		2,310,721	1,696,779	4,007,500
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	772,487 千円	4,779,987 千円			
補 正 前	772,487	4,779,987			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(823) 33 人	933,275 千円	11,833 千円	156,437 千円	1,101,545 千円
補 正 前	(824) 33	936,633	11,833	156,808	1,105,274
比 較	(△1)	△3,358		△371	△3,729
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	144,097 千円	1,245,642 千円			
補 正 前	144,665	1,249,939			
比 較	△568	△4,297			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	44,049 ^{千円}	^{千円}	87,286 ^{千円}	1,157 ^{千円}	38,430 ^{千円}
	補正前	44,049		87,286	1,157	38,430
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	49,016 ^{千円}	^{千円}	5,332 ^{千円}	150,615 ^{千円}	17,376 ^{千円}
	補正前	49,016		5,332	150,615	17,376
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,576 ^{千円}	652,115 ^{千円}	393,861 ^{千円}	^{千円}
	補正前	45	1,576	652,486	393,861	
	比 較			△371		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	376,929 ^{千円}	^{千円}	35,429 ^{千円}		
	補正前	376,929		35,429		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 7,888,935		千円 2,308,288	千円 3,033,062		千円 2,547,585	千円 496,574	千円 2,051,011
再エネの最大限導入のための 計画づくり事業	25,000	令和5年度から			令和5年度まで	25,000	15,000	10,000
肥料価格高騰対策事業補助金	9,480	令和5年度から			令和5年度まで	9,480	9,480	
計	7,923,415		2,308,288	3,033,062		2,582,065	521,054	2,061,011

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	2,321,756	251,500	284,649	2,288,607
	補 正 額		23,600		23,600
	補 正 後 の 額	2,321,756	275,100	284,649	2,312,207
辺 地 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	369,515	26,500	74,202	321,813
	補 正 額		4,800		4,800
	補 正 後 の 額	369,515	31,300	74,202	326,613
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,420,016	1,591,300	1,994,292	14,017,024
	補 正 額		233,800		233,800
	補 正 後 の 額	14,420,016	1,825,100	1,994,292	14,250,824
計	補 正 前 の 額	47,855,884	2,940,549	6,061,283	44,735,150
	補 正 額		262,200		262,200
	補 正 後 の 額	47,855,884	3,202,749	6,061,283	44,997,350

令和 4 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33,251 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 616,584 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		262	461	723
	1 分担金	262	461	723
2 使用料及び手数料		70,529	△2,288	68,241
	1 使用料	70,479	△2,288	68,191
4 繰入金		397,142	△4,873	392,269
	1 一般会計繰入金	397,142	△4,873	392,269
6 諸収入		28,001	△15,251	12,750
	1 受託事業収入	28,000	△15,251	12,749
7 市債		138,900	△11,300	127,600
	1 市債	138,900	△11,300	127,600
歳入合計		649,835	△33,251	616,584

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水費		246,069	△ 33,251	212,818
	1 総務管理費	205,169	△ 33,251	171,918
2 公債費		403,766	0	403,766
	1 公債費	403,766	0	403,766
歳出合計		649,835	△ 33,251	616,584

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
農業集落排水事業	千円 138,900	千円 127,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	246,069	△33,251	212,818		△12,000	△18,963	△2,288
2公 債 費	403,766	0	403,766		700	△700	
歳 出 合 計	649,835	△33,251	616,584	0	△11,300	△19,663	△2,288

2 歳 入

1 分担金及び負担金（1 分 担 金）

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	262	461	723
1 分 担 金	262	461	723
1 農業集落排水事業費分担金	262	461	723
2 使用料及び手数料	70,529	△2,288	68,241
1 使 用 料	70,479	△2,288	68,191
1 農業集落排水事業使用料	70,479	△2,288	68,191
4 繰 入 金	397,142	△4,873	392,269
1 一般会計繰入金	397,142	△4,873	392,269
1 一般会計繰入金	397,142	△4,873	392,269
6 諸 収 入	28,001	△15,251	12,750
1 受託事業収入	28,000	△15,251	12,749
1 農業集落排水費受託事業収入	28,000	△15,251	12,749
7 市 債	138,900	△11,300	127,600
1 市 債	138,900	△11,300	127,600
1 農業集落排水事業債	138,900	△11,300	127,600
歳 入 合 計	649,835	△33,251	616,584

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分受益者分担金	461	現年度分受益者分担金 461
2	農業集落排水事業使用料	△2,288	農業集落排水施設使用料 △2,288
1	一般会計繰入金	△4,873	一般会計繰入金 △4,873
1	農業集落排水建設費受託事業収入	△15,251	浜田八重可部線移転補償事業費 △15,251
1	農業集落排水事業債	△11,300	農業集落排水整備事業費 資本費平準化債 △12,000 700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	246,069	△33,251	212,818		△12,000	△18,963	△2,288
1 総務管理費	205,169	△33,251	171,918		△12,000	△18,963	△2,288
2 施設維持管理費	144,686	△33,251	111,435		△12,000	△18,963	△2,288

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	1,000	1 施設維持管理費 △33,251
12 委託料	△7,000	
14 工事請負費	△27,251	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	403,766	0	403,766		700	△700	
1 公 債 費	403,766	0	403,766		700	△700	
1 元 金	363,279	0	363,279		200	△200	
2 利 子	40,487	0	40,487		500	△500	

2 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 79,557	千円 24,400	千円 33,089	千円 70,868
	補 正 額		△ 6,000		△ 6,000
	補 正 後 の 額	79,557	18,400	33,089	64,868
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	2,970,789	114,500	329,672	2,755,617
	補 正 額		△ 5,300		△ 5,300
	補 正 後 の 額	2,970,789	109,200	329,672	2,750,317
計	補 正 前 の 額	3,051,153	138,900	363,279	2,826,774
	補 正 額		△ 11,300		△ 11,300
	補 正 後 の 額	3,051,153	127,600	363,279	2,815,474

令和4年度

浜田市水道事業会計補正予算
(第1号)

目 次

令和4年度 浜田市水道事業会計補正予算（第1号）	1
補正予算に関する説明書	
令和4年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	2
令和4年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	3
令和4年度 浜田市水道事業予定損益計算書	5
令和4年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
令和4年度 個別注記	7
その他の書類	
令和4年度 収益的支出明細書	9

令和4年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度浜田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	1,859,255	29,910	1,889,165
第1項	営 業 費 用	1,624,470	29,910	1,654,380

令和4年12月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,859,255	29,910	1,889,165
	(1) 営業費用		1,624,470	29,910	1,654,380
		1 原水及び浄水費	196,120	21,964	218,084
		2 配水及び給水費	350,787	7,946	358,733

令和4年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		520,431	
ロ 建物	1,367,531		
減価償却累計額	△ 749,803	617,728	
ハ 構築物	35,937,749		
減価償却累計額	△ 17,238,907	18,698,842	
ニ 機械及び装置	7,962,098		
減価償却累計額	△ 6,299,977	1,662,121	
ホ 車両運搬具	14,817		
減価償却累計額	△ 14,079	738	
ヘ 工具器具及び備品	64,954		
減価償却累計額	△ 51,523	13,431	
ト 建設仮勘定		155,214	
有形固定資産合計			21,668,505
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		79,345	
無形固定資産合計			79,345
固定資産合計			21,747,850

2 流動資産

(1) 現金預金		1,228,804	
(2) 未収金	255,490		
貸倒引当金	△ 500	254,990	
(3) 貯蔵品		5,782	
流動資産合計			1,489,576
資産合計			23,237,426

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	7,034,779		
企業債合計		7,034,779	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	106,065		
ロ 修繕引当金	30,573		
引当金合計		136,638	
固定負債合計			7,171,417

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	741,958		
企業債合計		741,958	
(2) 未払金		278,447	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	13,878		
引当金合計		13,878	
(4) その他流動負債		1,406	
流動負債合計			1,035,689

5 繰延収益

(1) 長期前受金		15,857,270	
長期前受金収益化累計額		△ 8,357,724	
繰延収益合計			7,499,546
負債合計			15,706,652

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金		4,852,606	
資本金合計			4,852,606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,743		
ロ 他会計補助金	8,912		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,449,321		
利益剰余金合計		2,449,321	
剰余金合計			2,678,168
資本合計			7,530,774
負債資本合計			23,237,426

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和4年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,171,524		
(2) 受託工事収益	91		
(3) その他営業収益	38,744	1,210,359	
<hr/>			
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	201,268		
(2) 配水及び給水費	331,820		
(3) 受託工事費	93		
(4) 業務費	85,586		
(5) 総係費	97,989		
(6) 減価償却費	872,534		
(7) 資産減耗費	15,200		
(8) その他営業費用	60	1,604,550	
<hr/>			
営業損失			△ 394,191
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	11		
(2) 他会計補助金	212,177		
(3) 長期前受金戻入	417,912		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	2		
(5) 雑収益	1,067	631,169	
<hr/>			
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	115,675		
(2) 雑支出	45,010	160,685	470,484
<hr/>			
経常利益			76,293
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,400		
(2) 過年度損益修正益	1	1,401	
<hr/>			
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,729		
(2) その他特別損失	0	2,729	
<hr/>			
7 予備費			
(1) 予備費	1,000	1,000	△ 2,328
<hr/>			
当年度純利益			73,965
前年度繰越利益剰余金			2,375,356
当年度未処分利益剰余金			<u>2,449,321</u>

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が394,191千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、23,721千円の黒字となります。

令和4年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益 (△は損失)	73,965
	減価償却費	872,534
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 109
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,736
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,000
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	136
	長期前受金戻入額	△ 417,912
	資産減耗費	15,000
	受取利息及び配当金 (△)	△ 11
	支払利息	115,675
	固定資産売却益 (△)	△ 1,400
	未収金の減少 (△は増加)	20,094
	貯蔵品の減少 (△は増加)	△ 231
	その他の流動資産の減少 (△増加)	14
	未払金の増加 (△は減少)	△ 76,364
	小 計	605,127
	受取利息及び配当金の受取額	11
	利息の支払額	△ 115,675
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	489,463
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 869,674
	固定資産売却収入	1,518
	工事負担金等収入	148,931
	国庫補助金の収入	116,666
	他会計補助金収入	332,613
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 269,946
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	421,700
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 794,942
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 373,242
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	△ 153,725
	資金期首残高	1,382,529
	資金期末残高	1,228,804

令和4年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は3,028,720千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金609千円を取り崩す。

(2) 修繕引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、修繕費が不足するため、修繕引当金5,000千円を取り崩す。

(3) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金13,742千円を取り崩す。

令和4年度 収益の支出明細書

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		1,859,255	29,910	1,889,165		
(1) 営業費用		1,624,470	29,910	1,654,380		
	1 原水及び浄水費	196,120	21,964	218,084		
					光 熱 水 費	113
					動 力 費	21,851
	2 配水及び給水費	350,787	7,946	358,733		
					光 熱 水 費	253
					動 力 費	7,693

令和4年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算
(第2号)

目 次

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	1
-----------------------------------	---

予算に関する説明書

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	3
--------------------------------	---

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表	6
-------------------------------	---

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	8
-------------------------------	---

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
--------------------------------------	---

令和4年度 個別注記	10
------------------	----

その他の書類

令和4年度 収益的収入及び支出明細書	12
--------------------------	----

令和4年度 資本的収入及び支出明細書	13
--------------------------	----

令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	539,003	△ 15,195	523,808
第1項	営業収益	120,552	△ 4,905	115,647
第2項	営業外収益	418,451	△ 10,290	408,161

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	538,475	△ 14,416	524,059
第1項	営業費用	479,490	△ 14,416	465,074

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額207,955千円は、過年度分消費税等資本的収支調整額5,421千円、当年度分損益勘定留保資金202,534千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千円	千円	千円
第1款	資本的収入	354,724	△ 18,186	336,538
第2項	工事負担金	28,000	△ 22,000	6,000
第3項	企業債	121,300	400	121,700
第4項	他会計出資金	156,424	3,414	159,838

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千円	千円	千円
第1款	資本的支出	572,633	△ 28,140	544,493
第1項	建設改良費	171,758	△ 28,140	143,618

(企業債)

第4条 予算第6条中に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
浜田処理区 整備事業	23,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資 条件による。 ただし、都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 若しくは延長 し、繰上償還 を行い、又は 借換えするこ とができる。	23,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資 条件による。 ただし、都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 若しくは延長 し、繰上償還 を行い、又は 借換えするこ とができる。
ストックマネジメント 改築事業	28,300				28,300			
公共ます設置事業	10,000				10,000			
道路改良に伴う支障移転 事業	12,000				6,000			
資本費平準化債	63,700				71,000			

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「280,400千円」を「277,644千円」に改める。

令和4年12月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業収益		539,003	△ 15,195	523,808
	(1) 営業収益		120,552	△ 4,905	115,647
		1 下水道使用料	119,773	△ 5,588	114,185
		2 その他営業収益	779	683	1,462
	(2) 営業外収益		418,451	△ 10,290	408,161
		2 他会計補助金	280,400	△ 2,756	277,644
		3 長期前受金戻入	138,048	△ 7,534	130,514

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業費用		538,475	△ 14,416	524,059
	(1) 営業費用		479,490	△ 14,416	465,074
		3 処理場費	95,009	3,000	98,009
		6 減価償却費	298,056	△ 686	297,370
		7 資産減耗費	28,208	△ 16,730	11,478

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			354,724	△ 18,186	336,538
	(2) 工事負担金		28,000	△ 22,000	6,000
		1 工事負担金	28,000	△ 22,000	6,000
	(3) 企業債		121,300	400	121,700
		1 企業債	121,300	400	121,700
	(4) 他会計出資金		156,424	3,414	159,838
		1 他会計出資金	156,424	3,414	159,838

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			572,633	△ 28,140	544,493
	(1) 建設改良費		171,758	△ 28,140	143,618
		1 管 渠 費	110,989	△ 28,000	82,989
		2 処 理 場 費	60,769	△ 140	60,629

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		401,235	
ロ 建物	538,590		
減価償却累計額	△ 253,535	285,055	
ハ 構築物	10,398,676		
減価償却累計額	△ 4,066,262	6,332,414	
ニ 機械及び装置	2,266,296		
減価償却累計額	△ 1,568,028	698,268	
ホ 工具器具及び備品	5,001		
減価償却累計額	△ 4,402	599	
ヘ 建設仮勘定		110,961	
有形固定資産合計			7,828,532

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		4,916	
無形固定資産合計			4,916
固定資産合計			7,833,448

2 流動資産

(1) 現金預金		40,254	
(2) 未収金	29,243		
貸倒引当金	△ 62	29,181	
流動資産合計			69,435
資産合計			7,902,883

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,324,945		
企業債合計		3,324,945	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	9,526		
引当金合計		9,526	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,334,921

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	382,222		
企業債合計		382,222	
(2) 未払金		16,872	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,671		
引当金合計		3,671	
流動負債合計			402,765

5 繰延収益

(1) 長期前受金		5,616,524	
長期前受金収益化累計額		△ 2,555,457	
繰延収益合計			3,061,067
負債合計			6,798,753

資 本 の 部

6 資本金

(1) 固有資本金		449,946	
(2) 繰入資本金		451,109	
資本金合計			901,055

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	193,785		
ロ 受贈財産評価額	1,743		
資本剰余金合計		195,528	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	7,547		
利益剰余金合計		7,547	
剰余金合計			203,075
資本合計			1,104,130
負債資本合計			7,902,883

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	103,804		
(2) その他営業収益	1,462	105,266	
<hr/>			
2 営業費用			
(1) 管渠費	19,646		
(2) ポンプ場費	2,367		
(3) 処理場費	90,337		
(4) 業務費	9,132		
(5) 総係費	24,104		
(6) 減価償却費	297,370		
(7) 資産減耗費	11,478	454,434	
<hr/>			
営業損失			△ 349,168
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	277,644		
(3) 長期前受金戻入	130,514		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	1		
(5) 雑収益	1	408,161	
<hr/>			
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	49,821		
(2) 雑支出	7,664	57,485	350,676
<hr/>			
経常利益			1,508
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	273	273	
<hr/>			
6 予備費			
(1) 予備費	1,200	1,200	1,473
<hr/>			
当年度純利益			35
前年度繰越利益剰余金			7,512
当年度未処分利益剰余金			<u>7,547</u>

〈参考〉

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費49,821千円のうち、16,600千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が349,168千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、218,654千円の赤字となります。

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	35
	減価償却費	297,370
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	29
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,593
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	53
	長期前受金戻入額	△ 130,514
	資産減耗費	11,478
	受取利息及び配当金 (△)	△ 1
	支払利息	49,821
	未収金の減少 (△は増加)	△ 6,029
	未払金の増加 (△は減少)	307
	その他の流動負債の増加 (△減少)	△ 14,067
	小 計	213,075
	受取利息及び配当金の受取額	1
	利息の支払額	△ 49,821
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	163,255
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 132,304
	国庫補助金収入	44,545
	工事負担金収入	5,455
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 82,304
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	138,300
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)	△ 400,875
	他会計からの出資による収入	159,838
	一時借入金の借入による収入	400,000
	一時借入金の返済による支出 (△)	△ 400,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 102,737
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	△ 21,786
	資金期首残高	62,040
	資金期末残高	40,254

令和4年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、公営企業会計移行の前日（令和2年3月31日）までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することとしている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定等に基づき一般会計が負担すると見込まれる額は3,310,500千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

公共下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合計
営業収益	供用開始前のため	105,266	105,266
営業費用	計上なし	454,434	454,434
営業損益		△ 349,168	△ 349,168
経常損益	0	1,508	1,508
セグメント資産	337,158	7,565,725	7,902,883
セグメント負債	277,133	6,521,620	6,798,753

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金3,618千円を取り崩す。

(2) 令和4年4月1日において、福浦地区及び古湊地区漁業集落排水処理施設を統合することにより、資産、負債、資本が増加している。

固定資産	97,444 千円	固定負債	9,269 千円
資産合計	97,444 千円	流動負債	1,601 千円
		繰延収益	33,932 千円
		資本金	52,642 千円
		負債資本合計	97,444 千円

令和4年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	539,003	△ 15,195	523,808		
(1) 営業収益	120,552	△ 4,905	115,647		
1 下水道使用料	119,773	△ 5,588	114,185	下水道使用料	△ 5,588
2 その他営業収益	779	683	1,462	雑収益	683
(2) 営業外収益	418,451	△ 10,290	408,161		
2 他会計補助金	280,400	△ 2,756	277,644	他会計補助金	△ 2,756
3 長期前受金戻入	138,048	△ 7,534	130,514	長期前受金戻入	△ 7,534

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	538,475	△ 14,416	524,059		
(1) 営業費用	479,490	△ 14,416	465,074		
3 処理場費	95,009	3,000	98,009	動力費	3,000
6 減価償却費	298,056	△ 686	297,370	有形固定資産減価償却費	△ 686
7 資産減耗費	28,208	△ 16,730	11,478	固定資産除却費	△ 16,730

令和4年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入	354,724	△ 18,186	336,538		
(2) 工事負担金	28,000	△ 22,000	6,000		
1 工事負担金	28,000	△ 22,000	6,000	工事負担金	△ 22,000
(3) 企業債	121,300	400	121,700		
1 企業債	121,300	400	121,700	企業債	400
(4) 他会計出資金	156,424	3,414	159,838		
1 他会計出資金	156,424	3,414	159,838	他会計出資金	3,414

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出	572,633	△ 28,140	544,493		
(1) 建設改良費	171,758	△ 28,140	143,618		
2 管渠費	110,989	△ 28,000	82,989	委託料	△ 10,000
				工事請負費	△ 18,000
3 処理場費	60,769	△ 140	60,629	旅費	△ 40
				通信運搬費	△ 100